

2023年9月4日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15 - 3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、2023年7月7日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」（以下「7月7日付けプレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）から提起された損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、2023年7月7日付けで東京地方裁判所より大場氏の請求を全面的に棄却する旨等を内容とする判決（以下「第一審判決」といいます。）の言渡しを受けておりましたが、本日、東京高等裁判所より控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起があった裁判所及び年月日

- | | |
|------------|------------|
| (1) 裁判所 | 東京高等裁判所 |
| (2) 控訴日 | 2023年7月19日 |
| (3) 控訴状送達日 | 2023年9月4日 |

2. 控訴の提起に至った経緯

7月7日付けプレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、大場氏は、当社が「リ・ジェネレーション株式会社への質問事項の送付に関するお知らせ」、「リ・ジェネレーション株式会社への再質問状の送付及び当社株主である布山高士氏に対する質問事項の送付に関するお知らせ」及び「リ・ジェネレーション株式会社への質問状（4）」及び当社株主である布山高士氏に対する回答及び質問状（2）の送付に関するお知らせ」、並びに、当社代理人名義の「再質問状」及び「質問状（4）」において開示した事項が、大場氏の名誉を毀損するものである等と主張して、損害賠償を求めて本件訴訟を提起しておりましたが、2023年7月7日に、①原告〔大場氏〕の請求を棄却する、②訴訟費用は、原告〔大場氏〕の負担とするとの判決の言渡しがありました。大場氏は当該判決の全部に不服があるとして控訴を提起したものです。

3. 控訴を提起した者の概要

大場武生氏

4. 控訴の内容

(1) 原判決を取り消す

(2) 被控訴人〔当社〕は、控訴人〔大場氏〕に対し、金 330 万円及びこれに対する令和 4 年 5 月 9 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え

(3) 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人〔当社〕の負担とする

との判決並びに第 2 項についての仮執行宣言を求める。

5. 当社の対応方針等

控訴状には、控訴の理由について「追って、控訴理由書を提出する」とのみ記載されており、法令上、控訴理由書の提出期限は、控訴状の提出から 50 日以内に行うべきことが定められておりますが、当社は、未だ控訴理由書を受領しておりません（控訴状の日付どおりに控訴状が提出されていた場合には、控訴理由書の提出期限は、今月 7 日であると認識しております。）。

しかしながら、当社と致しましては、そもそも、大場氏が、本件訴訟提起後に、さらに別訴で当社取締役及び監査役 8 名に対しても東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟を提起し、しかも、主要な事実関係や争点が共通するにもかかわらず、当社が求めた両訴訟の併合審理に大場氏側が反対をした経緯等に鑑み、大場氏側には、損害の賠償を求める以外の目的もあるのではないかと疑わざるを得ない状況であると考えております。また、この点は措くとして、原告（控訴人）の控訴の理由がどのようなものであれ、当社は、第一審判決による当社の主張を全面的に認めた認定判断（当社の開示は名誉毀損に当たらず、また、当時の状況に照らして、当社が事実確認や株主の皆様その他の関係者の皆様に情報提供をすべき必要性の高さ等を考慮すれば、プライバシー侵害にも当たらないとの認定判断）は、公正かつ妥当なものと考えており、引き続き控訴審において当社の正当性を主張してまいります。

なお、本件に伴い当社の業績に生じる影響は軽微ですが、当社の業績に影響を与える事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上